



決 定 書

異議申出人

朝霞市

醍醐 清

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年12月15日付けで提起された令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、朝霞市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人渡部竜二（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙権（住所要件）は、朝霞市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き朝霞市内に住所を有していなければならないが、同氏の住所要件には疑義があるため。

争点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項は「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定し、また、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定している。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き朝霞市に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

また、当委員会は、異議申出人及び当選人に対し、公選法第212条に基づき、出頭及び証言を求めた。また、公選法第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第32条に基づき、証拠書類等の提出を求めた。

上記以外に、本件審理に係る証言及び証拠物件収集のため、当選人の家族、近隣住民等に聞き取りを行い、慎重に審理した。

1 被選挙権の要件（公選法第9条第2項）

公選法は、日本国民たる年齢満18年以上の者が「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを市町村の議会議員の被選挙権の要件として規定している。

公選法第9条第2項にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解されている（最高裁判決平

成 9 年 8 月 2 5 日判決)。

また、「引き続き 3 箇月以上」の期間は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3 箇月目において起算日に応当する日の前日に 3 箇月に達すると解されている。

よって、当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和 5 年 9 月 3 日から本件選挙の執行日である令和 5 年 1 2 月 3 日までの間、朝霞市内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

2 住所認定の基準

人が特定の場所に生活の本拠を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥していることが客観的に認められることが必要であり、具体的には、炊事、入浴、洗濯、排せつ等の日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観証拠により確認できることが必要であるといえる。

3 当委員会が認定した事実

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び当選人が提出した証拠書類からは、以下の事実が認められる。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

当選人は、令和 5 年 6 月 2 1 日に足立区 [REDACTED] (以下「前住所」という。) より朝霞市 [REDACTED] (以下「現住所」という。) に転入し、以降住所の異動はない。

(2) 現住所の家屋について

現住所の家屋は、ワンルームの専有面積 1 2 . 5 4 平方メートルで月額 2 5 , 0 0 0 円 (共益費 1 , 0 0 0 円含む) の集合住宅である。

賃貸借契約書における契約者は、当選人の妻が経営する会社 (以下「妻会社」という。) であり、入居者は当選人となっている。また、契約日は令和 5 年 6 月 1 9 日で契約期間は令和 5 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 6 月 1 9 日までの 2 年間となっている。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

現住所の電気、ガス及び水道使用の契約者は、妻会社である。

また、現住所における電気、ガス及び水道の使用状況は、次のとおりである。

ア 水道使用状況

使用時期	使用量(立方メートル)
令和5年 6月24日～ 8月 2日	3.0
令和5年 8月 3日～10月 2日	8.0
令和5年10月 3日～12月 2日	11.0

イ 電気使用状況

使用時期	使用量(kWh)
令和5年 6月24日～ 7月16日	27
令和5年 7月17日～ 8月16日	230
令和5年 8月17日～ 9月16日	239
令和5年 9月17日～10月16日	95
令和5年10月17日～11月16日	81
令和5年11月17日～12月16日	240

ウ ガス使用状況

使用時期	使用量(立方メートル)
令和5年 7月12日～ 8月 3日	1.1
令和5年 8月 3日～ 9月 8日	1.5
令和5年 9月 8日～10月 5日	1.6
令和5年10月 5日～11月 3日	1.9
令和5年11月 3日～12月 9日	6.4

(4) その他の証拠

当選人から6月から11月までの期間について、クレジットカードの利用明細の提出があった。提出された明細の内訳のうち当選人の利用分

は、朝霞市内の店舗のほか、前住所である足立区での利用があった。

運転免許証の住所は、転入日と同日に現住所へ書換えており、そのコピーの提出があった。

4 関係人の出頭及び証言

当委員会は、本件異議申出に対する決定に必要があると認め、当選人に対し出頭及び証言を求めた。証言の概要は次のとおりである。

(1) 現住所に転入した経緯

当選人は、令和5年5月21日執行の足立区議会議員選挙に立候補し落選となったが、どうしても政治の道に入りたいという思いから、もともと友人が多かった朝霞市の市議会議員選挙に出馬するため転入してきた。

(2) 現住所における生活実態

当選人の家族構成は妻と子ども二人であるが、長男が生まれつき国の指定難病を患っており、かかりつけの病院を容易に変えることができないため現住所には一人で住んでいる。

家族は前住所と同じ足立区内にある妻の父所有の実家に住んでおり、前住所は妻会社の事務所となっている。

現住所の家屋の賃貸借契約は妻会社名義になっているが、これは当選人に収入がなく本人名義での契約が難しかったため。また、光熱水費についても同様に妻会社名義での契約となっている。

家財道具は前住所で使用していたもので、ベッド、冷蔵庫、電子レンジ、洋服収納ボックス、座椅子、机、プリンター、掃除機、ハンガーラックがあり、引越し業者を使わず6月中に家族で少しずつ運び入れた。

表札は以前マンションに住んでおり、掲げる習慣がなかったため掲げていない。

転入後、自治会、町内会には加入していない。

家族の住居には、長女の幼稚園の送迎や長男の病院の関係で度々訪問していた。週末に宿泊することもあった。

食事は、朝は食わず、昼は市内で外食、夜は外食か弁当を買ってきて食べていた。入浴はシャワーのみであり、洗濯は自分では行わず三日に一度程度、妻が取りに来ていた。冷暖房器具は普段どおり使用していた。

自動車は妻会社名義のものを使用しているが、月極駐車場は契約せず近隣の24時間500円の時間貸し駐車場を利用している。

前住所に届く当選人宛の郵便物は、前住所が妻会社の事務所となっており不便がないため転送届は提出していない。また、インターネット通販も同様に妻会社従業員が受け取っているため前住所を配送先としている。

クレジットカードの利用については、前記のとおり昼間度々家族の住居を訪れていたため、朝霞市内と足立区内での利用履歴が混在している。

5 当委員会の判断

当委員会は、本件選挙における被選挙権の要件のうち、当選人が令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、朝霞市内の住所に生活の本拠があったか否かについて判断する。

(1) 一般に人が生活の本拠といえる場所で起臥するためには、当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができなければならない。この必要最低限の行為には、睡眠、食事、洗濯、入浴といったものが含まれる。そのため、これらの行為を行うためには、当該場所において水道及び電気、また場合によってはガス等の利用を行うことが想定される。これらを使用せずに日常生活を営んだと認定するには、それを可能とする合理的な理由が必要となる。

そこで当選人の現住所が、住所要件に係る期間において、上記のような日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行い得る状況にあったか否かについて検討する。

①水道の使用状況について

現住所における水道使用量は、令和5年6月24日から同年8月2日までは3m³と少なかったが、令和5年8月3日から同年10月2日までの使用量は8m³、令和5年10月3日から同年12月2日までの使用量は11m³となっている。

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、単身世帯の1か月当たりの平均使用水量は8.1m³（2か月当たり16.2m³）となっており、現住所の水道使用量は平均使用水量より少ない。

もともと、当選人は、自炊や洗濯を行わず、入浴はシャワーのみであ

ると主張しており、かかる主張が特段不自然とはいえないことから、使用水量は少ないものの日常生活はできたものと認められる。

②電気の使用状況について

現住所における電気使用量は、令和5年6月24日から同年7月16日が27kWh、令和5年7月17日から同年8月16日までが230kWh、令和5年8月17日から同年9月16日が239kWh、令和5年9月17日から同年10月16日が95kWh、令和5年10月17日から同年11月16日が81kWh、令和5年11月17日から同年12月16日が240kWhとなっている。

東京都環境局が平成26年に実施した家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における平均的な単身世帯の1か月当たりの電気使用量は、冷房期が215kWh、暖房期が232kWh、中間期が153kWhとなっており、現住所の電気使用量は冷房期及び暖房期とも平均使用量を上回っている。また、中間期においては、平均使用量を下回っているものの日常生活が営まれていないというほどではない。

以上のことから判断すると、日常生活は営まれていたものと認められる。

③ガスの使用状況について

現住所におけるガス使用量は、令和5年7月12日から同年8月3日が1.1m³、令和5年8月3日から同年9月8日が1.5m³、令和5年9月8日から同年10月5日が1.6m³、令和5年10月5日から同年11月3日が1.9m³、令和5年11月3日から同年12月9日が6.4m³となっている。

東京都環境局が平成26年に実施した家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における平均的な単身世帯の1か月当たりのガス使用量は、冷房期が7m³、暖房期が28m³、中間期が14m³となっており、現住所のガス使用量は平均使用量と比較しても少ない。

もっとも、当選人は、自炊を行わず、入浴はシャワーのみであると主張しており、かかる主張が特段不自然とはいえないことから、ガス使用量は少ないものの日常生活はできたものと認められる。

(2) 次に当選人が現住所において起臥することができる状況であったと

して、実際に当選人が現住所において生活していたのか生活状況について検討する。

①現住所への家財道具等の搬入状況について

当選人は、6月中に家族で家財道具を搬入した旨の証言をしているが、これについては特に裏付ける証拠も証言を否定するに足る証拠もない。

②現住所における近隣住民との交流について

近隣住民への聞き取り調査では、挨拶をしたことがあると証言した方が一人いたが、見かけたことはあっても挨拶したことはない又は見かけたことも挨拶したこともないという方が二人という状況であった。

また、自治会・町内会については、加入していないと当選人の証言があった。

当選人が現住所で生活していたかの判断において、近隣住民との交流は一つの判断要素となり得るが、その点のみをもって現住所で生活していなかったとまではいえない。

③当選人宛の郵便物に係る届出について

当選人は、郵便局に転送届を提出していない理由について、前住所が妻会社の事務所となっており不便がないためと証言している。

また、長女の幼稚園の送迎や長男の病院の関係で度々家族の元を訪れているとも証言しており、これらの理由には合理性があると認められるから、その点をもって生活の本拠を現住所に移転していないとまではいえない。

④運転免許証の届出について

当選人は、令和5年6月21日に運転免許証の住所変更手続きを行っており、運転免許証の写しが証拠として提出されている。

そして、当選人が運転免許証の住所変更手続きをしたという事実は、客観的に生活の本拠たる実態を具備していると判断するうえで重要な事実の一つといえる。

⑤買い物等について

当選人は、令和5年6月19日から同年11月30日までの期間に係るクレジットカードの利用明細の写しをクレジットカード3枚分合計で669件分提出したが、場所が特定できるもののうち、朝霞市及びその周辺での利用が289件、足立区及びその周辺での利用が104件、そ

の他決済場所が特定できないもの等が276件であった。

一番多く利用されているのが朝霞市及びその周辺であり、これは当選人が現住所に生活の本拠を有する状況を示すものであるといえる。

また、足立区及びその周辺での利用もみられるが、日中に度々家族の元を訪れているという当選人の証言とも合致しており不自然ではないと認められる。

(3) 次に申出人の主張について判断する。

① 異議申出に関する補足説明書1について

「選挙期間中に後継指名した某S前朝霞市議が「渡部氏が当選するかはわからないが、受かったとしても住所が怪しい」と他市の市議会議員に話していた。」との申出人の主張について判断する。

当委員会は事実確認のため、申出人に対し某S前朝霞市議会議員及び他市の市議会議員は誰か証言を求めたところ、某S前朝霞市議会議員については■■■■前朝霞市議会議員と証言があったが、他市の市議会議員が誰であるか証言は得られなかった。

当委員会で■■■■前朝霞市議会議員に聞き取りを行ったところ、「そのような発言をしたことはない。誰がそんなことを言っているのか。渡部氏は私の後継者なのだからそんなことを言うわけではない。むしろ、住所要件には気を付けるよう言っていた。」との回答を得た。

他市の市議会議員が誰であるか特定できない以上、異議申出に関する補足説明書1について特に裏付ける証拠も■■■■前朝霞市議会議員の回答を否定するに足る証拠もないので、申出人の主張は採用できない。

② 異議申出に関する補足説明書2について

「地元町内会長は「選挙前一度、本人があいさつには来たが、どこの誰だかわからない」と言っていた。」との申出人の主張について判断する。

当選人が現住所で生活していたかの判断において、近隣住民との交流は一つの判断要素となり得るが、その点のみをもって現住所で生活していなかったとまではいえず、申出人の主張は採用できない。

③ 異議申出に関する補足説明書3について

「近隣にお住いの2軒（アパート脇の戸建て住宅）の家人に聞いたと

ころ、お二方とも「挨拶も無いし、顔も知らないが、選挙中に旗を立てた自転車が置いてあったのを見た。アパートにいるかもしれないが、どこの部屋かもわからない」と言われた。」との申出人の主張について判断する。

②同様の理由により申出人の主張は採用できない。

④異議申出に関する補足説明書4について

「他の周辺住民数名に聞いたところ「顔も名前も知らない」と言われた。」との申出人の主張について判断する。

これについても、②同様の理由により申出人の主張は採用できない。

⑤異議申出に関する補足説明書5について

「渡部氏の届出住所（朝霞市 [REDACTED]）は2階建てアパート（ワンルーム4戸入）で表札がなく、入り口付近の左側には数台の錆びた自転車が放置され、草も生い茂っていたことから生活している様子は感じられない。」との申出人の主張について判断する。

申出人の主張は、表札がなく生活している様子は感じられないとのことであるが、当委員会で現地を確認したところ当該建物は1階に3戸、2階に3戸の計6戸の建物であった。当選人の部屋も含め1階は満室であり、錆びた自転車は置かれていたが草が生い茂っているとまではいえない状況であった。

表札を掲げていないのは本人の証言と一致している。

以上から、この主張のみを持って現住所で生活していなかったとまではいえず、申出人の主張は採用できない。

⑥異議申出に関する補足説明書6について

「この場所がわたなべ竜二後援会となっていることから、事務所として使用していたものと思われる。」との申出人の主張について判断する。

申出人の主張は、現住所は後援会の所在地となっており事務所として使用していたものと思われるとのことだが、当選人以外にも自宅を後援会事務所として届出ている議員も多くおり、自宅を後援会事務所とすることは不自然とは認められず、申出人の主張は採用できない。

⑦異議申出に関する補足説明書7について

「選挙中に配布された選挙公報、法定ビラで、朝霞市宮戸在住、妻、娘（5歳）、息子（2歳）の4人家族と掲載されているが、そもそもワ

ンルームアパートは子育て奮闘中の4人家族が生活できる環境ではない。近隣の人たちが本人の出入りすら見たことがないのに、妻と子供2人が住んでいるとは到底思えない。」との申出人の主張について判断する。

当選人は、家族は妻の実家に住んでおり現住所では単身で生活していると証言していることから申出人の主張と一致しているが、家族と同居でないとの理由をもって居住実態がないと判断することはできず、申出人の主張は採用できない。

⑧異議申出に関する補足説明書8

「選挙公報の他、SNS（インスタグラム）では子供を市内の公園に連れていき遊んでいる様子や子供と寝起きをしている様子が頻繁に朝霞から投稿されている。（子供の寝姿は背景が現アパートとは違う場所であることは明らかである）これはあたかも家族4人が朝霞市内で生活を共にし、子育てに奮闘しているようなイメージを作り上げることにより、市民に好感を持たれるよう仕組まれた印象操作であると思われる。選挙において、こういった印象操作をすることも問題である。なお、ビラの頒布責任者で渡部竜二後援会報の発行責任者でもある■■■■氏は渡部竜二氏の前住所地（足立区■■■■）に子供と共に居住している。」との申出人の主張について判断する。

当選人が発信した情報について、仮に事実と異なる部分が含まれていたとしても、その点のみをもって居住実態がないと判断することはできず、申出人の主張は採用できない。

（4）小括

以上のとおり、当選人は令和5年6月21日から朝霞市内に住民票上の住所を有し、現住所の建物の入居者となっていることに加え、運転免許証の住所変更手続を行っていること、令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、現住所で電気、ガス及び水道を継続的に使用していたこと、朝霞市及びその周辺で複数回にわたり買い物をしてきたことが客観的に認められる。

また、当選人の現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

したがって、当選人は、令和5年9月3日から令和5年12月3日ま

での間、引き続き3箇月以上、朝霞市の区域内に住所を有していたと認められる。

6 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年2月14日

朝霞市選挙管理委員会
委員長 細田昭司

教 示

この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。